

報道機関 各位

赤穂市民病院 医療安全推進室

タイトル 医療安全対策実施要項の規定に基づく医療事故の公表について(個別公表)

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

|                |   |
|----------------|---|
| 行事・事業名         | 医療事故の公表について(個別公表)   |
| 日時             |   |
| 場所・住所          |   |
| 趣旨・目的(PRしたいこと) | 赤穂市民病院において、発生した医療事故(レベル5)について、別紙のとおり公表します。  |
| 問い合わせ先         | 部課係名：市民病院 医療安全推進室/医療課<br>担当者名：松下佐智子(医療安全推進室)/藤田 元春(医療課)<br>電話：0791-43-3222(代)<br>F A X：0791-43-8439 |

○添付資料(有・) ○ホームページへの掲載(・無) ○議会報告(・無)

令和5年12月 4日

医療事故の公表について（個別公表）

赤穂市民病院

赤穂市民病院では、より高いセーフティマネジメントの確立を目指し、医療事故に関する透明性を確保し、患者様やそのご家族、市民や地域に対して誠実に対応するため、本院「医療安全対策実施要項」の規定に基づき、下記のとおり医療事故を公表します。

事故が死亡の原因となった事例（レベル5） 1件

（個別公表）

| 発生年月   | 発生場所 | 発生状況・経緯等  | 原因   | 再発防止策   |
|--------|------|---|--|---|
| 令和5年4月 | 病棟   | <p>緊急で入院された超高齢の方が、入院後初回の食事の際、食事介助により2口食べたところ、むせて咳込んだため食事を中止した。</p> <p>看護師は、発語があった事を確認し、担当医に報告のため一時退室し、再度訪室したときには、呼吸停止の状況になっていた。直ちに担当医がかけつけ吸引等の処置を行ったが、状態改善せず、死亡された。</p> | <p>入院時に飲水、ゼリーにより嚥下状態に支障がないことを確認していたが、入院の契機となる疾病の侵襲によって嚥下機能の低下が生じ、入院前の食事形態では安全に摂取できない、または、嚥下反射機能が低下していた可能性があった。</p> | <p>緊急入院となった超高齢の患者さんの食事は、嚥下機能評価を行い、食事形態を慎重に検討したうえで提供を開始する。</p> |